

1. 非常用自家発電設備について

○補助対象とするのは、次のアからウを全て満たすものであることが前提です。

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、
発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

○これを踏まえ、以下の場合には補助対象外です。

ア 平時を含めた使用が想定される設備は対象外です。特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、以下の点から対象外です。

①天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されること

②他の福祉施設（子ども・障害）に対する補助制度との整合性を取っていること

イ 可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備で施設に設置する工事が伴わない場合

2. 介護施設等の換気設備について

○感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができるよう設置される換気設備であることが前提です。

○これを踏まえ、以下の場合には補助対象外です。

ア 現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外です。改正建築基準法（2003年7月1日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第28条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されないため、大部分の施設は、上記の前提条件に該当せず、補助の対象外となります。

本事業により補助が想定される場合の具体例は以下になります。

①窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない

②火山灰が降る等、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難である場合 等

イ エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外です。換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外です。

3. ブロック塀等改修整備について

○ブロック塀改修等支援事業について、奈良市ではブロック塀の撤去に係る費用のみを補助対象額とします。ただし、工事内容は再設置及び改修までを含むものとしてください。

4. 大規模修繕等支援事業について

○国通知において、大規模修繕については一定年数とは概ね10年とする記載があります。基本は10年を基準としますが、それより短い年数であっても、改修する明確な理由があれば対象になる場合もあるため、事前に申し出て下さい。

○壁掛けエアコンについては、備品的要素が強いことから対象となりません。埋込型エアコンについては対象となります。

5. その他の留意事項

○補助対象面積の考え方は、以下のとおりとします。

ア 前年度の基金の取り扱いと同様、補助対象は「居室」に限ります。

イ 補助上限（4,310 円/㎡）でいう面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなります。

○上記のとおり、換気設備の設置事業は、現に通常の換気が困難であるなど、やむを得ないものについて補助することを想定しています。

補助対象経費の考え方について

「補助率：10/10」と記載されている事業については、補助上限として記載されている額と実際に補助対象経費として算定される額とのいずれか低い方が交付額となります。「補助率：国 1/2、自治体 1/4、事業者 1/4」と記載されている事業については、補助対象経費として算定される額の4分の3が補助金による交付額となり、補助対象経費として算定されなかった額及び補助対象経費として算定される額のうち4分の1は法人負担となります。

補助対象経費となるのは、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費です（工事施工のため直接必要な経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金等において補助対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含みません。